

排水設備工事に係る取扱指針

内容現在 令和元年12月14日

加除（さしかえ）表

追録第16-①号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次	P 1 から 2 - 1 まで	2	P 1 から 2 - 1 まで	2	総目次
第 4 部	表紙から P 7 9 - 3 4 まで	2 1	表紙から P 7 9 - 2 9 まで	1 5	P 7 9 - 2 の次
第 5 部	表紙から P 1 0 1 およびあとがきまで	1 4	表紙から P 7 9 - 4 7 まで	1 3	P 7 9 - 2 9 の次
第 6 部	なし	—	表紙から P 1 0 1 およびあとがきまで	1 4	P 7 9 - 4 7 の次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

総目次

第1部 排水設備工事に係る基本事項

目次	3
1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
3. 排水設備の設置	9
4. 除害施設	10
5. 下水道の維持管理	11
6. 申請等に係る手数料の取扱い	12
7. 別表	13

第2部 排水設備工事の設計・施工

目次	25
1. 調査	28
2. 設計図書	28
3. 排水管	32
4. 柵	40
5. トラップ（防臭装置）	42
6. 材料および器具	43
7. 施工	43
8. 土工	44
9. 管布設工	45
10. 柵設置工	48
11. トラップ設置工	50
12. 水洗便所設置工	51
13. 付帯設備	53

第3部 排水設備工事手続等の取扱い

目次	60
1. 手続業務のフロー	62
2. 排水設備工事の申請手続	64
3. 排水設備工事の完成書類の手続	66
4. 完成検査	68
5. 分流改造工事の取扱い	70
6. 公共柵設置の取扱い	72
7. 温泉排水設備工事の取扱い	73
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱い	74
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱い	75
10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱い	78

1 1. 融雪下水の取扱い	7 8 - 1
1 2. 靴洗い場排水の取扱い	7 9
1 3. 排水設備工事しゅん工図書等の閲覧の取扱い	7 9 - 1

第 4 部 函館市企業局指定排水設備工事業者に関する事務取扱い

目次	7 9 - 3
1. 総則	7 9 - 4
2. 指定排水設備工事業者の指定等	7 9 - 4
3. 排水設備工事業者責任技術者	7 9 - 7
4. 指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理	7 9 - 9

第 5 部 その他

目次	7 9 - 3 0
1. 排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱	7 9 - 3 1
2. キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務取扱要綱	7 9 - 4 2

第 6 部 申請書等の様式と記入例

目次	8 0
別紙 1 排水設備計画確認申請書	8 1
別紙 2 排水設備工事材料表（自己資金工事）	8 2
別紙 3 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	8 3
別紙 4 排水設備工事図面	8 4
別紙 4-1 床下集合配管システムに係る確認書	8 5
別紙 5 排水設備計画確認通知書	8 6
別紙 6 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	8 7
別紙 7 排水設備工事完成届書	8 8
別紙 8 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届書	8 9
別紙 9 排水設備工事検査表	9 0
別紙 9-1 床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表	9 1
別紙 10-1 工事写真（1）	9 2
別紙 10-2 工事写真（2）	9 3
別紙 11 委任状	9 4
別紙 12 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	9 5
別紙 13 排水設備検査済書	9 6
別紙 14 取り止め届	9 7

別紙 1 5	公共樹設置申請書	9 8
別紙 1 6	行為の許可（許可事項の変更許可）申請書	9 9
別紙 1 7	公共下水道私費設置工事（変更）承認申請書	1 0 0
別紙 1 8	閲覧申込書	1 0 1

第4部

函館市企業局指定排水設備工事
業者に関する事務取扱い

第4部 函館市企業局指定排水設備工事業者に関する事務取扱い

1. 総則	79-4
2. 指定排水設備工事業者の指定等	79-4
3. 排水設備工事責任技術者	79-7
4. 指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理	79-9

第 4 部

1. 総則

(目的)

- (1) この取扱いは、函館市下水道条例（昭和49年1月7日函館市条例第5号）（以下、「条例」という。）の第4条第1項の規定および函館市企業局指定排水設備業者に関する規程（平成8年7月24日水道局規程第5号）（以下「指定業者に関する規程」という。）の第9条に規定する函館市企業局指定排水設備工事業者（以下、「指定業者」という。）について、必要な事項を定め、排水設備工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- (2) この取扱いにおいて用語の定義は次のとおりとする。
 - ① 「法」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）をいう。
 - ② 「政令」とは、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）をいう。
 - ③ 「施行規則」とは、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）をいう。
 - ④ 「管理者」とは、函館市公営企業管理者をいう。
 - ⑤ 「排水設備」とは、公共下水道の供用が開始された排水区域内の土地所有者、使用者または占有者が下水（生活排水、事業用排水、雨水等）を公共下水道に流入させるために必要な施設（水洗便所のタンクならびに便器およびこれに付随する屋内の配管を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
 - ⑥ 「排水設備工事」とは、排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）の工事をいう。
 - ⑦ 「責任技術者」とは、排水設備工事責任技術者をいう。

2. 指定排水設備工事業者の指定等

(指定の申請)

- (1) 条例第4条第1項の指定は、排水設備工事の業務を行う者の申請により行う。
- (2) 指定業者の指定を受けようとする者は、指定業者に関する規程に定められた別記第1号様式による申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、指定業者に関する規程第9条の規定により、管理者に申請しなければならない。
 - ① 個人の場合にあつては、住民票の写し。
 - ② 法人の場合にあつては、登記事項証明書および定款の写し。
 - ③ 専属する責任技術者の名簿および雇用関係を証する書類。
 - ④ 工事の施工に必要な設備および器材を有していることを証する書類。
 - ⑤ その他管理者が必要と認める書類

(指定等)

- (3) 管理者は、指定業者に関する規程第9条の指定の申請があったときは、当該申請をした者が第7条に規定する指定の要件を具備しているかどうかを審査し、当該具備していると認めるときは、これを指定業者として指定する。
- (4) 指定業者の指定の有効期間は、指定の日から起算して5年を経過した日の属する年（当該5年を経過した日が1月1日から3月31日までの日に当たるときは、当該5年を経過した日の属する年の前年）の3月31日までとする。
- (5) 管理者は、指定業者を指定したときは、当該指定業者に指定業者に関する規程に定められた別記第2号様式の指定書を交付するものとする。

(指定の要件等)

- (6) 指定業者の指定を受けようとする者は、指定業者に関する規程第7条に掲げる要件を備えていなければならない
- ① 北海道内に事業所を有していること。
 - ② 指定業者に関する規程第19条第2項の規定により登録を受けた責任技術者が専属していること。
 - ③ 工事の施行に必要な設備、器材等を有していること。

(欠格事由)

- (7) 指定業者に関する規程第8条、次の各号の一に該当する者は、指定業者になることができない。
- ① 指定業者に関する規程第14条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
 - ② 指定業者に関する規程第23条の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - ⑤ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者。
 - ⑥ 排水設備工事の業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - ⑦ 法人の場合にあっては、その役員のうち前各号の一に該当する者がいるもの。

(指定の更新の申請)

- (8) 指定業者は、指定業者に関する規程第10条第2項の規定により、期間満了後も引き続いて指定業者の指定を受けようとするときは、その期間が満了する日の30日前までに、第9条の申請をしなければならない。

(変更等の届出)

(9) 指定業者は、次の各号の一に該当したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- ① 営業を廃止したとき。
- ② 排水設備工事の業務を廃止したとき。
- ③ 経営者（法人にあっては、その代表者）を変更したとき。
- ④ 組織を変更したとき。
- ⑤ 名称を変更したとき。
- ⑥ 事業所を移転したとき。
- ⑦ 責任技術者に異動があったとき。
- ⑧ その他管理者が必要と認めるとき。

(指定の失効)

(10) 指定業者は、次の各号の一に該当したときは、指定の効力を失う

- ① 営業を廃止したとき。
- ② 排水設備工事の業務を廃止したとき。
- ③ 指定業者に関する規程第7条各号に掲げる指定の要件を欠くこととなったとき。
- ④ 指定業者に関する規程第8条各号に規定する欠格事由に該当したとき。

(指定の取消しおよび停止)

(11) 管理者は、指定業者が次の各号の一に該当する場合は、当該指定を取消し、または6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。この場合において、指定業者に損害が生じても、管理者は、その責めを負わない。

- ① 排水設備工事の業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が指定業者として不適当と認めたとき。
- ② 不正の手段により指定業者の指定を受けたとき。
- ③ 条例、施行規程およびこの指定業者に関する規程の規定に違反したとき。

(指定書の返納)

(12) 指定業者は、次の各号の一に該当したときは、速やかに指定書を管理者に返納しなければならない。

- ① 指定期間が満了したとき。
- ② 指定業者に関する規程第13条の規定により、指定が失効したとき。
- ③ 指定業者に関する規程第14条の規定により、指定を取り消され、または指定の効力を停止されたとき。

(公示)

(13) 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを公示するものとする。

- ① 指定業者の指定をしたとき。
- ② 指定業者から排水設備工事の業務の廃止、休止、または再開の届出があったとき。

- ③ 指定業者の指定を取消したとき。
- ④ 指定業者の指定の効力を停止したとき。

3. 排水設備工事責任技術者

(責任技術者)

(1) 責任技術者は、北海道地方下水道協会の排水設備工事責任技術者試験および更新

講習等実施要綱の規定による排水設備工事責任技術者の資格（以下「資格」という。

）の認定を受けた者であって、指定業者に関する規程第19条第2項に規定する登録を受けたものとする。

(2) 責任技術者は、指定業者に所属し、排水設備の設計および工事の監督を行う。

(3) 責任技術者は、前項の業務を行うに当たり条例、施行規程および指定業者に関する規程を遵守するとともに、管理者の指示に従わなければならない。

(4) 責任技術者は、自己の所属する指定業者に係る業務以外の業務を行ってはならない。

(欠格事由)

(5) 指定業者に関する規程第18条、次の各号の一に該当する者は、責任技術者となることができない。

① 指定業者に関する規程第23条の規定により、責任技術者の登録を取消されその取消の日から2年を経過しない者。

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。

③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

④ 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者。

(登録等)

(6) 責任技術者の登録を受けようとする者は、指定業者に関する規程に定められた別記第4号様式の申請書に、次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

① 写真（縦3.5センチメートル、横2.5センチメートルの大きさのもの）

② その他管理者が必要と認める書類。

(7) 管理者は、前項(6)の申請があったときは、当該申請をした者を排水設備工事責任技術者登録簿に登録するものとする。

(8) 責任技術者の登録の有効期間は、登録の日から資格の有効期間が満了することとされている日までとする。

(9) 責任技術者は、前項(8)の期間満了後も引き続き責任技術者の登録を受けようとするときは、その期間が満了する日の30日前までに、管理者に登録の更新について申請しなければならない。

(10) 3.(6)項から3.(8)項までの規定は、責任技術者の登録の更新について準用する。

(11) 責任技術者は、登録事項に変更があったときは、速やかに管理者に届け出て、当該登録事項の訂正を受けなければならない。

(講習)

(12) 管理者は、必要があると認めるときは、責任技術者に対し講習を行うことができる。

(責任技術者証)

(13) 指定業者に関する規程第19条第2項の登録を受けた者が指定業者に所属するときは、当該者に指定業者に関する規程別記第5号様式の排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)を交付するものとする。

(14) 責任技術者証の交付を受けた責任技術者は、責任技術者証の記載事項に変更があったときは、速やかに管理者に届け出て、当該記載事項の訂正を受けなければならない。

(15) 責任技術者は、その業務に従事する場合は、責任技術者証を携帯しなければならない。

(16) 責任技術者は、次の各号の一に該当したときは、速やかに責任技術者証を管理者に返納しなければならない。

① 登録の有効期間が満了したとき。

② 指定業者に関する規程第18条第2号から第4号に該当するに至ったとき。

(登録の抹消)

(17) 管理者は、責任技術者の登録を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、その登録を抹消しなければならない。

① 死亡したとき。

② 指定業者に関する規程第18条第2項から第4項に掲げる欠格事由のいずれかに該当したとき。

③ 指定業者に関する規程第23条の規定により登録を取り消されたとき。

(登録の取消しおよび業務の停止)

(18) 管理者は、責任技術者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、その登録を取り消し、または6月を超えない期間を定めて業務の停止を命じることができる。

① 業務の成績が著しく不良であるとき、または業務に関し不適当な行為をしたとき。

② 偽りその他不正な行為により、登録を受けたとき。

③ 指定業者に関する規程第21条第1項に規定する責任技術者証を他人に譲渡し、もしくは貸与し、または改ざんしたとき。

④ 心身の故障その他の理由により業務に従事できないとき。

⑤ 条例、施行規程および指定業者に関する規程の規定に違反したとき。

4. 指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理

(1) 函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市企業局指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し必要な事項を定め、違反行為を未然に防止するとともに、違反行為に対し迅速かつ公正に措置を行い、適正な排水設備工事の運営を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条および函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第2条で定めるところによる。

(違反行為)

第3条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、指定業者および排水設備工事責任技術者（以下「指定業者等」という。）が別表の函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る措置基準の違反項目に該当する行為（以下「違反行為」という。）を行ったと認められるときは、その情状に応じ、同表右欄に定める措置（過料を除く。）を行うことができる。

2 管理者は、指定業者等が前項の違反行為を行ったと認められる場合において、過料を科すことが適当であると認められるときは、市長にその処分を求めものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第4条 指定業者等が違反行為を行った疑いがあると認められるときは、その違反行為に関する業務を所管する課長（以下「主管課長」という。）は、事実の有無について調査しなければならない。

2 主管課長は、前項の調査の結果、当該指定業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定業者等に対して、直ちに違反行為の是正および事情を説明するてん末書の提出を求めるとともに、当該調査の結果を基に別記第1号様式による違反行為報告書を作成しなければならない。

3 主管課長は、違反行為報告書に当該違反行為を行った指定業者等から提出されたてん末書を添付して、速やかに主管部長へ報告し、その措置について協議しなければならない。ただし、てん末書が提出されない場合は、違反行為報告書にその旨を付記して報告することができる。

4 主管課長は、第2項に規定する違反行為報告書を作成する場合において、指定業者等が不正な手段で公共下水道への排水を開始した箇所の使用者に対し、当該違反行為を行っていた期間に係る条例第12条で定める下水道使用料の徴収が予想されるときは、料金担当課長と協議しなければならない。この場合、下水道使用料を徴収しようとするときは、違反行為報告書にその旨を記載しなければならない。

5 主管課長以外の関係課長は、指定業者等が違反行為を行った疑いを発見したときは、主管課長にその旨を報告しなければならない。

(指定業者等への処分等)

第5条 行政処分として指定業者に対して行う措置は、函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程（平成8年函館市水道局規程第5号以下「規程」という。）第14条の規定に基づく指定の取消しまたは指定の効力の停止とし、排水設備工事責任技術者に対して行う措置は、規程第23条の規定に基づく登録の取消しまたは業務の停止（以下これらの措置について「取消等処分」という。）とする。

2 軽微な違反行為と認めるときは、取消等処分に代えて、当該違反行為を行った指定業者等に対し、文書警告を行うことができる。

3 違反行為に満たないが注意の必要があると認めるときは、当該指定業者等に対し、口頭注意を行うことができる。

(審査委員会)

第6条 管理者は、主管課長の報告および協議により取消等処分を行う必要があると認めるときは、排水設備工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催することができる。

(意見陳述)

第7条 管理者は、審査委員会報告書が提出された場合において、取消等処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 指定の取消しまたは登録の取消しに該当するとき聴聞

(2) 指定の効力の停止または業務の停止に該当するとき 弁明の機会の付与

2 聴聞を実施するときは、聴聞通知書により通知するものとする。

3 聴聞は、総務担当課長が主宰し、終結したときは速やかに聴聞調書、および聴聞報告書を作成し、審査委員会へ提出する。

4 弁明の機会の付与をするときは、弁明書の提出を求めるものとする。

5 第1項から前項までの規定による意見陳述の手続は、函館市行政手続条例によるものとする。

(処分の通知および公示)

第8条 管理者は、取消等処分またはその他の措置を行ったときは、当該指定業者等に対して、取消等処分にあつては別記第4号様式により、その他の措置にあつては別記第5号様式により、遅滞なく通知するものとする。

2 管理者は、前項の取消等処分を行うときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

(費用の請求)

第9条 法令等に基づく管理者の指示に従わない場合で、市に損害を与えるおそれがあると認められるときは、管理者が指定業者等に代わって是正し、これに係る費用について、指定業者等に請求することができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

平成22年12月1日一部改正

附 則

平成23年4月1日一部改正

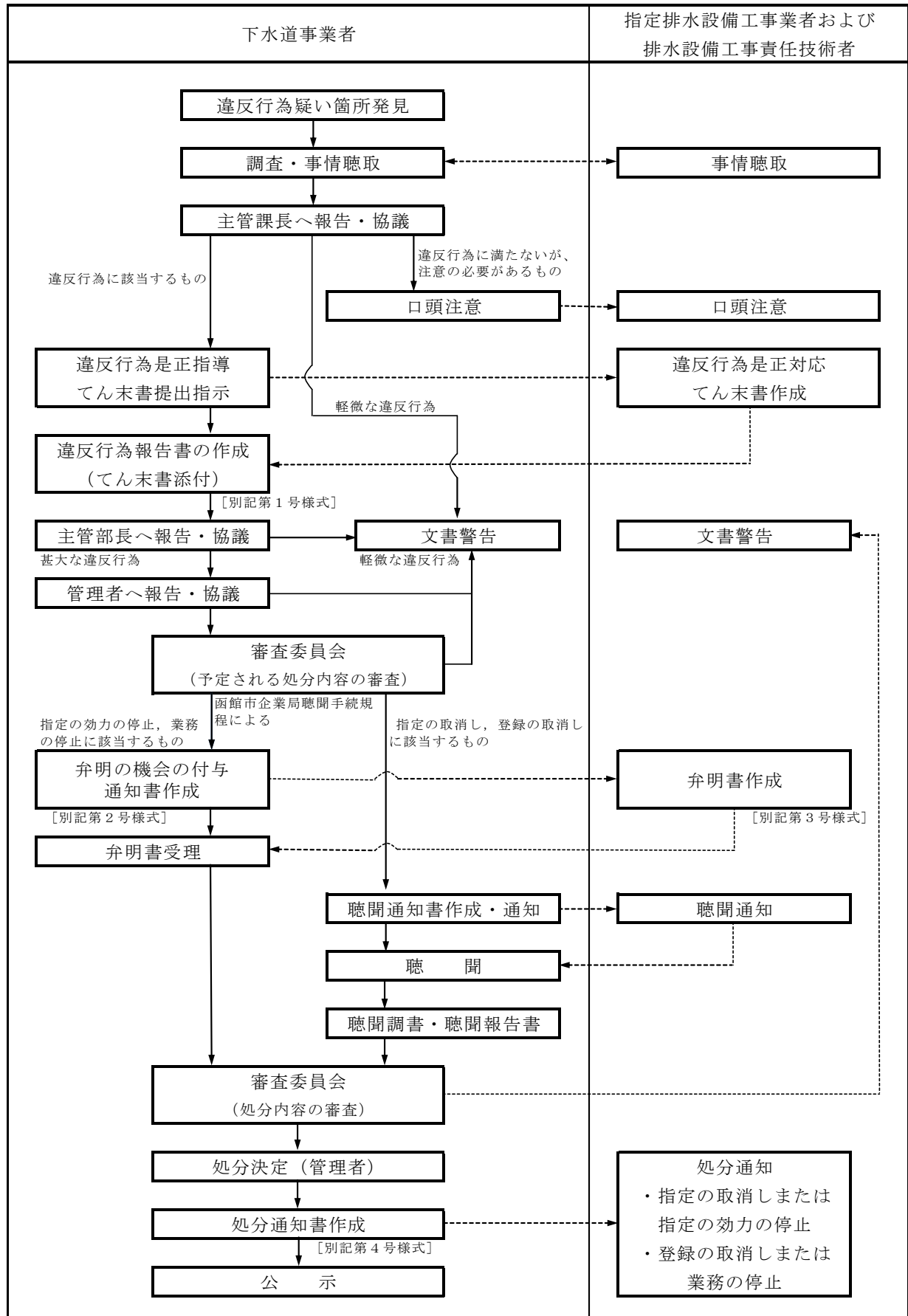
附 則

平成28年4月1日一部改正

附 則

令和元年12月14日一部改正

(2) 函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理フロー



【取扱九】

(3) 函館市企業局指定排水設備業者の違反行為に係る措置基準

下水道条例および規程等の違反に対する措置

別表1

違反項目	関係法令	違反内容	措置内容
指定要件違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程 第7条	北海道内に事業所を有しなくなったとき。 登録を受けた責任技術者が専属していないとき。 工事の施行に必要な設備、器材等を有していないとき。	指定の取消しまたは文書警告
	第14条	排水設備工事の業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が指定業者として不適当と認められたとき。 不正の手段により指定業者の指定を受けたとき。 条例および規程等の規定に違反したとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
	第8条	①第14条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 ②第23条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者であることが判明したとき。 ④本人または代表者もしくは役員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。 ⑤本人または代表者もしくは役員が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができないう者であることが判明したとき。 ⑥排水設備工事の業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあること認められる相応の理由がある者であることが判明したとき。 ⑦法人の場合にあつては、その役員のうち上記①～⑥に該当する者がいるとき。	指定の取消し
届出義務違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程 第12条	次のいづれかに該当する事項の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 ①営業を廃止したとき ②排水設備工事の業務を廃止したとき。 ③経営者(法人にあつては、その代表者)を変更したとき。 ④組織を変更したとき。 ⑤名称を変更したとき。 ⑥事業所を移転したとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告

届出義務違反	事業運営基準違反	下水道条例 下水道条例施行規程 函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	⑦責任技術者に異動があったとき。	⑧その他管理者が必要と認める届出事項を証する書類の提出に対し、拒否したとき。		
			第3条	排水設備の新設、増設または改築の工事の施行に当たり、条例および規程を遵守しないときおよび管理者の指示に従わないとき。 (無届工事等)	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告	
			第4条			
			第2条第1項			
			第3条第1項			
			第3条第1項			
			第4条第1項			
			第3条第2項		排水設備工事の申込みを受け、正当な理由がなく、これを拒んだとき。	文書警告または口頭注意
			第3条第3項		排水設備工事の契約に際し、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さないとき。	
			第3条第4項		排水設備工事を、一括して第三者に請け負わせたとき。	指定の効力の停止3月以下または文書警告
			第3条第5項		自己の名義を他人に使用させたとき。	
			第3条第6項		管理者が定める施工基準に基づき、善良な注意をもって、施行しないとき。	文書警告または口頭注意
			第3条第7項		自己の雇用する排水設備工事責任技術者以外の者に排水設備の設計および工事の監督を行わせたとき。	
第3条第8項		使用人または請負人の行為について、この規程に規定する責めを負わないとき。				
第4条第2項		排水設備工事の完成後、管理者の検査を受ける際、正当な理由なく責任技術者を立ち会わせないとき。	文書警告または口頭注意			
第4条第3項		検査の結果、工事が不完全であるとされた場合で、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再度管理者の検査を受けないとき。				
第5条		排水設備を使用者に引き渡した後1年以内に生じた故障について、無償で修理しないとき。ただし、天災その他不可抗力または使用者の責めによる場合を除く。				
第6条		管理者が必要があると認められる際、排水設備工事の業務状況その他について報告の求めに応じないとき。				

罰則	函館市下水道条例	第19条	<p>(1) 第3条の規定による確認を受けないうで排水設備の新設等の工事を実施した者または虚偽の申請により排水設備の新設等の工事を実施した者。</p> <p>(2) 第4条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者。</p> <p>(3) 第5条の3第3項の規定による届出を行わなかった者。</p> <p>(4) 第6条の規定に違反して、し尿を排除した者。</p> <p>(5) 第7条の規定による届出を行わなかった者。</p> <p>(6) 第10条第1項の規定による記録をしなければ虚偽の記録をした者。</p>	5万円以下の過料
----	----------	------	--	----------

排水設備工事責任技術者に対する措置

別表2

違反項目	関係法令	違反内容	措置	内容	措置
責任技術者の職務 義務違反	函館市企業局指定 排水設備工事業者 に関する規程	第17条第2項	指定業者へ所属しないで、排水設備の設計および工事の監督を行ったとき。	文書警告または口頭注意	
		第17条第3項	排水設備の設計および工事の監督を行わないとき。		
		第17条第4項	業務を行うに当たり条例および規程を遵守しないとき、もしくは管理者の指示に従わないとき。		
		第18条第1項第2号	自己の所属する指定業者に係る業務以外の業務を行ったとき。		
		第18条第1項第3号	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えないときまたはその執行を受けているとき。	登録の取消し	
		第18条第1項第4号	破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。		
		第19条第1項	精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	登録の取消し	
		第21条第2項	登録の更新について申請しないとき。		
		第21条第3項	責任技術者証の記載事項に変更があったとき、届出をせず、当該記載事項の訂正を受けないとき。	文書警告または口頭注意	
		第23条第1項第1号	責任技術者証を携帯しないで業務に従事したとき。		
		第23条第1項第2号	業務の成績が著しく不良であるとき、または業務に関し不適當な行為をしたとき。	登録の取消しまたは業務の停止6月以下もしくは文書警告	
		第23条第1項第3号	偽りその他不正な行為により、登録を受けたとき。		
		第23条第1項第4号	責任技術者証を他人に譲渡し、もしくは貸与し、または改ざんしたとき。		
		第23条第1項第5号	心身の故障その他の理由により業務に従事できないとき。 条例および規程等の規定に違反したとき。		

(4) 違反行為に係る事務処理要綱に定める様式 (別紙)

違反行為報告書

年 月 日

函館市下水道条例，同施行規程および函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程に違反する行為を認めたので，下記のとおり報告します。

記

- 1 工事を施行した者の氏名 氏名 (指定番号 第 号)
 (指定排水設備工事業者名) 住所
 (法人の場合，名称，代表者および担当者) 電話番号
 工事の施行に関与した者の氏名 氏名 (交付番号第 号)
 (排水設備工事責任技術者)

- 2 工事施行箇所 函館市 町 丁目 番 号

- 3 排水設備使用者（設置者） 氏名
 (法人の場合，名称，代表者および担当者) 住所
 電話番号

- 4 工事の施行期間および違反行為を行っていた期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- 5 発見の状況等
 (1) 発見年月日 年 月 日
 (2) 発見した職員名 課・氏名
 (3) 発見の状況 調査年月日
 調査時間
 調査内容
 状況写真添付
 (4) 是正を指示した職員名 課・氏名
 (5) 指示年月日 年 月 日
 (6) 指示内容
 (7) 是正後の状況
 状況写真添付

- 6 工事の申請年月日および 年 月 日
 工事しゅん工年月日 年 月 日

- 7 下水道使用料調定状況および収納状況

- 8 その他報告を要すると認められる事項
 (1) 事情聴取の内容
 (2) 違反事項
 (3) 予定措置内容
 (4) 報告者 課・氏名
 (5) その他

弁明の機会の付与通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

不利益処分に係る弁明の機会の付与を次のとおり行うので、函館市行政手続条例第28条の規定により通知します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の根拠となる 法令の条項	
予定される不利益 処分の原因となる 事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日
※口頭による弁明 の機会の付与	出頭すべき日時 年 月 日 時 分
	出頭すべき場所
問合せ先	

注1 弁明をするときは、証拠書類または証拠物を提出することができます。

2 ※印欄は、口頭による弁明の機会の付与を行う場合に記入してあります。

弁 明 書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

住所

氏名

印

年 月 日付で通知のあった下記の弁明の機会の付与に関し、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の原因となる 事実その他当該事 案の内容について の意見	

処 分 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長 印

函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程（第14条・第23条）の規定により、次のとおり処分を決定したので、函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

1 違反行為に対する処分

（指定・登録）の取消し

（指定の効力・業務）の停止

〔ただし、 年 月 日から
年 月 日まで〕

2 処分の理由

3 処分年月日 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市公営企業管理者企業局長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長 印

函館市下水道条例，同施行規程および函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程に違反する行為があったので，函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

なお，今後はこのような違反行為がないように，関係法令等を遵守の上，適正に業務を行うよう十分注意されたい。

1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日

函館市企業局指定排水設備工事業者指定申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

函館市企業局指定排水設備工事業者の指定を受けたいので申請します。
 また、函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程第8条各号に掲げる
 欠格事由に該当しないことを誓約します。

申 請 者	住 所 (所在地)	電 話 ()		
	氏 名 (名称および 代表者氏名)		印	

添付書類

- 1 個人の場合にあつては、住民票の写し
- 2 法人の場合にあつては、登記事項証明書および定款の写し
- 3 専属する責任技術者の名簿および雇用関係を証する書類
- 4 工事の施工に必要な設備および器材を有していることを証する書類
- 5 その他管理者が必要と認める書類

函館市企業局指定排水設備工事業者指定書

年 月 日

函館市公営企業管理者
企業局長

印

指 定 番 号	年 度 第 号
住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名称および 代表者の氏名)	
指定の期間	年 月 日から 年 月 日まで

排水設備工事責任技術者登録(更新)申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

申請者 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日

排水設備工事責任技術者の登録(更新)を受けたいので申請します。

また、函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程第18条各号に掲げる欠格事由に該当しないことを誓約します。

登録番号 第 号(更新の場合のみ)

勤務先 所在地
名称
電話 ()

業務を行う市町村

添付書類

- 1 写真(縦3.5センチメートル, 横2.5センチメートルの大きさのもの)
- 2 その他()

(表)

<p>函館市企業局</p> <p>排水設備工事責任技術者証</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin-right: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>登録番号 第 号</p> <p>年 月 日から</p> <p>有効期限 年 月 日まで</p> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">住 所</p> <p style="margin-top: 10px;">氏 名</p> <p style="margin-top: 10px;">年 月 日生</p> <p style="margin-top: 10px;">年 月 日交付</p> <p style="margin-top: 10px;">函館市公営企業管理者 企業局長</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">印</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">所属指定業者名</th> <th style="width: 20%;">異動年月日</th> <th style="width: 30%;">確 認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	所属指定業者名	異動年月日	確 認																		
所属指定業者名	異動年月日	確 認																				

←—————13センチメートル—————→

↑
9.5
センチメートル
↓

(裏)

<p>注 意 事 項</p>	
<p>1 業務に従事する場合、必ず本証を携帯すること。</p> <p>2 本証は、他人に貸与しないこと。</p> <p>3 函館市企業局職員または工事の委託者の要求があったときは、本証を提示すること。</p> <p>4 本証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。</p>	<p>5 登録の取消しがあったときは、本証を速やかに返還すること。</p> <p>6 登録の更新をしようとするときは、有効期間満了の日の30日前までに申請すること。</p>

函館市企業局指定排水設備工事業者

異 動 届
廃 止

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

届出人 住 所
氏 名

印

下記のとおり 異 動 したいので届け出ます。
廃 止

届出事項

(旧)

(新)

函館市排水設備工事責任技術者内容変更届

年 月

日

函館市公営企業管理者企業局長 様

登録番号 No.

届出者 住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日

電話番号

次のように変更いたしました。

変更した事項	変 更 後	変 更 前
住 所		
氏 名		
勤務先	住 所	
	名 称	
	電話番号	

※変更した事項のみ記入すること。

指定排水設備工事業者欠格要件該当届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

指定番号 第 号

住 所(所在地)

氏名または名称

(代表者名)

印

函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程第12条第8号の規定に基づき、下記のとおり、欠格要件に該当するに至ったので、届出をします。

<p>該当するに至った欠格要件</p>	
<p>当該欠格要件に該当するに至った具体的事由</p>	
<p>当該欠格要件に該当するに至った年月日</p>	<p>年 月 日</p>

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

第5部

そ の 他

第5部 その他

1. 函館市排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱 79-31
2. 函館市キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務取扱要綱 79-42

1. 函館市排水設備設置義務免除許可事務 取扱要綱

1. 函館市排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備の設置義務を免除する許可に関し必要な事項を定め、下水道事業における適正な業務の執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (5) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (6) 排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- (7) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (8) 温泉 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。

(許可)

第3条 法第10条第1項ただし書の許可（以下単に「許可」という。）は、工場または事業場における1施設の1排出口ごとに行うものとする。

2 前項の排出口については、2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠（きよ）が設けられている場合においては、2以上の施設のそれぞれの排出口から当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠（きよ）に排出される下水が、互いに次条第2項第1号アからウまでに掲げる区分による同一の区分に属する下水であるときは、当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠（きよ）に異なる区分に属する下水が合流していない場合に限り、当該2以上の施設の排出口を1つの排出口とみなすことができる。

3 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、許可をする場合においては、法第33条の規定に基づき、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 許可に係る排出口以外から公共用水域に下水を排除しないこと。
- (2) 第7条第1項、第8条および第9条の規定を遵守すること。

- (3) 許可を受けた者（以下「許可済者」という。）が当該許可に係る下水（以下「許可下水」という。）を公共用水域に排除しなくなったときは、当該許可下水に係る許可は、その効力を失うものであること。
- (4) 管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、許可済者に対し、許可下水の水質および工場または事業場における施設の維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。
- (5) 管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、その職員に検査を行う職員としての身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときはこれを提示させることとし、許可済者の工場または事業場に立ち入り、許可下水その他の物件を検査させることを求めたときは、これに応じること。
- (6) その他管理者が許可に係る事務を行うため必要と認める条件
（許可の申請）

第4条 許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）ならびに電話番号
 - (2) 工場または事業場の名称および所在地
 - (3) 排水設備を設置しないで公共用水域に下水を排除する排出口の位置
 - (4) 排水設備を設置しないで排除する下水の種類
 - (5) 排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域の名称
 - (6) 排水設備を設置しないで公共用水域に排除する下水の水量および排水設備を設置して公共下水道（終末処理場を設置しているものまたは終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。）に排除する下水の水量
 - (7) 排水設備を設置しないで公共用水域に下水の排除を開始する予定年月日
 - (8) 排水設備を設置しないで公共用水域に排除する下水の水質測定の結果または当該下水の予定水質（前号に規定する日前に水質測定を行うことができない場合に限る。）
- 2 前項第8号の水質測定については、次の各号に定めるところによらなければならない。
- (1) 水質の測定は、次に掲げる下水の区分に応じ、別表に定める測定しなければならない項目について、同表に定める検定方法により行

わなければならない。

ア 冷却用水またはこれに類する水道水、河川の水、湖沼の水、地下水、雨水等の淡水に近い下水

イ 温泉、海水またはこれらに類する淡水以外の天然水に近い下水

ウ アおよびイに掲げる下水以外の下水

- (2) 前号の測定は、申請の日前2箇月の間において、測定日および測定時刻の間隔がそれぞれおおむね均等になるように、全日操業をしている場合にあつては1箇月につき1日当たり9回以上を1日以上の日において、全日操業している場合以外の場合にあつては1箇月につき1日当たり操業時間内に3回以上（このうち3回は、操業開始直後および操業終了直前の時点ならびに操業開始から操業終了までの間のほぼ中間的な時点とする。）を2日以上の日において行うこと。
- (3) 前号の規定による測定の回数および時期については、管理者が下水を排除する工場または事業場の操業の態様からみて前号の規定による測定の回数および時期による必要がないと認めるときは、管理者が別に定める回数および時期によることができる。
- (4) 第1号の測定のための試料は、次号に規定する場合を除くほか、公共用水域（2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}が設けられている場合にあつては、当該排水管または排水渠^{きよ}。以下この号において同じ。）への排出口ごとに、公共用水域に流入する直前で、公共用水域による影響の及ばない地点で、水深の中層部から採取すること。
- (5) 2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}が設けられている場合において、2以上の施設のそれぞれの排出口から当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}に排出される下水が、互いに第1号アからウまでに掲げる区分による同一の区分に属する下水であるときの試料の採取は、前号の規定にかかわらず、当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}から公共用水域（公共用水域に至るまでの間に当該排水管または排水渠^{きよ}の下水を異なる区分の下水と合流させるために当該排水管または排水渠^{きよ}が更に接続した排水管または排水渠^{きよ}が設けられている場合にあつては、当該更に接続した排水管または排水渠^{きよ}。以下この号において同じ。）への排出口ごとに、当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}から公共用水域に流入する直前で、公共用水域による影響の及ばない地点で、水深の中層部から採取して行うことが

できる。

3 第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

(許可の基準)

第5条 管理者は、前条の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 下水の水質（前条第1項第8号に規定する予定水質を含む。）が前条第2項第1号ア、イまたはウに掲げる下水の区分に応じ、それぞれ別表に定める測定しなければならない項目について同表に定める基準値を満たすものであり、かつ、その水質が将来にわたって確保できる保証が得られること。

(2) 排水設備を設置しないで公共用水域に直接下水を排除することが合理的であること。

(3) 排除しようとする下水がし尿に関するものでないこと。

(許可証の交付)

第6条 管理者は、第4条の申請があった場合において、許可をすることと決定したときは、別記第2号様式の許可証を当該申請をした者に交付するものとする。

(変更の許可)

第7条 許可済者は、許可に係る排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域または第4条第1項第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、別記第3号様式の申請書により管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更の届出)

第8条 許可済者は、第4条第1項第1号に掲げる事項または同項第2号に掲げる事項（工場または事業場の名称に限る。）に変更があったときは、遅滞なく、別記第4号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第9条 許可済者は、許可下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、別記第5号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第10条 管理者は、許可済者が、許可に付した条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくはその条件を変更し、または

行為の中止，変更その他の必要な措置を命ずるものとする。

(関係機関との調整)

第11条 管理者は，許可をしようとするときは，関係機関と密接な調整を行わなければならない。

附 則

この要綱は，平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成27年10月21日から施行する。

別表（第4条，第5条関係）

項 目	基 準 値		検 定 方 法
	函館湾処理区域	南処理区域	
1 水素イオン濃度 (pH)	水素指数5.8以上8.6以下	水素指数5.8以上8.6以下	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年建設省令第1号。以下「省令」という。）第8条第1号に規定する方法
2 生物化学的酸素要求量 (BOD)	15以下	15以下	省令第8条第2号に規定する方法
3 浮遊物質 (SS)	40以下	40以下	省令第8条第3号に規定する方法
4 大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	3,000個/cm ³ 以下	省令第6条に規定する方法
5 カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.03以下	省令第8条第9号に規定する方法
6 シアン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第10号に規定する方法
7 有機リン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第11号に規定する方法
8 鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第12号に規定する方法
9 六価クロム化合物	0.05以下	0.5以下	省令第8条第13号に規定する方法
10 砒素及びその化合物	0.05以下	0.1以下	省令第8条第14号に規定する方法
11 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.005以下	省令第8条第15号に規定する方法
12 アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	省令第8条第16号に規定する方法
13 ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	省令第8条第17号に規定する方法
14 トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第18号に規定する方法
15 テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第19号に規定する方法
16 ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	省令第8条第20号に規定する方法
17 四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	省令第8条第21号に規定する方法
18 1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	省令第8条第22号に規定する方法
19 1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	省令第8条第23号に規定する方法
20 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	省令第8条第24号に規定する方法
21 1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	省令第8条第25号に規定する方法
22 1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	省令第8条第26号に規定する方法
23 1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	省令第8条第27号に規定する方法
24 チウラム	0.06以下	0.06以下	省令第8条第28号に規定する方法
25 シマジン	0.03以下	0.03以下	省令第8条第29号に規定する方法
26 チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	省令第8条第30号に規定する方法
27 ベンゼン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第31号に規定する方法
28 セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第32号に規定する方法
29 ほう素及びその化合物	230 (海域以外10) 以下	230 (海域以外10) 以下	省令第8条第33号に規定する方法
30 ふっ素及びその化合物	15 (海域以外8) 以下	15 (海域以外8) 以下	省令第8条第34号に規定する方法
31 1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	省令第8条第35号に規定する方法
32 フェノール類	5以下	5以下	省令第8条第36号に規定する方法
33 銅及びその化合物	3以下	3以下	省令第8条第37号に規定する方法
34 亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第38号に規定する方法
35 鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第39号に規定する方法
36 マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第40号に規定する方法
37 クロム及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第41号に規定する方法
38 ダイオキシン類	10 pg/L以下	10 pg/L以下	省令第8条第42号に規定する方法
39 化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均値120) 以下	160 (日間平均値120) 以下	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法」という。）第31号に規定する方法
40 アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100以下 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	100以下 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	検定方法第27号に規定する方法
41 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5以下	省令第8条第6号に規定する方法
	(2) 動植物油脂類含有量	30以下	
42 窒素含有量	120 (日間平均値60) 以下		省令第8条第7号に規定する方法
43 リン含有量	16 (日間平均値8) 以下		省令第8条第8号に規定する方法

備 考

- この表に掲げる基準値の単位は，水素イオン濃度 (pH)，大腸菌群数およびダイオキシン類以外の項目については，mg/Lとする。
- 「検出されないこと。」とは，検定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定しなければならない項目のうち，管理者が下水を排除する工場または事業場の属する業種からみて測定を省略させることができる項目として認める項目があるときは，当該項目については，測定を要しない。

排水設備設置義務免除許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、} \\ \text{主たる事務所の} \\ \text{所在地} \end{array} \right)$

申請者 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、} \\ \text{名称および代表} \\ \text{者の氏名} \end{array} \right)$

印

電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	工場または事業場の名称	
2	工場または事業場の所在地	
3	下水の排出口の位置	別紙図面のとおりに
4	下水の種類	ア イ ウ (下水の名称：)
5	公共用水域の名称	
6	下水の水量	(1) 公共用水域 $m^3 / 日$ (2) 公共下水道 $m^3 / 日$
7	排除開始予定年月日	年 月 日
8	水質測定結果	別紙の分析機関による計量(分析)証明書のとおり

注 4の下水の種類欄は、許可を受けようとする下水について、次のアからウまでに掲げるいずれか1つの該当する記号を○で囲み、その下水の名称を記入すること。

ア 冷却用水またはこれに類する水道水，河川の水，湖沼の水，地下水，雨水等の淡水に近い下水

イ 温泉，海水またはこれらに類する淡水以外の天然水に近い下水

ウ アおよびイに掲げる下水以外の下水

排水設備設置義務免除許可証

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

年 月 日付で申請のあった下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備を設置しない下水の排除については、次のとおり許可します。

1	工場または事業場の名称	
2	工場または事業場の所在地	
3	下水の排出口の位置	別紙図面のとおり
4	下水の種類	(下水の名称：)
5	公共用水域の名称	
6	下水の水量	(1) 公共用水域 $m^3/日$ (2) 公共下水道 $m^3/日$
7	排除の開始を許可する期日	年 月 日
8	許可の条件	<p>(1) 許可に係る排出口以外から公共用水域に下水を排除しないこと。</p> <p>(2) 公共用水域または下水の水量を変更しようとするときは、公営企業管理者の許可を受けること。</p> <p>(3) 許可を受けた者の氏名もしくは住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地）または電話番号に変更があったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。</p> <p>(4) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。</p> <p>(5) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、この許可は、その効力を失うものであること。</p> <p>(6) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、許可に係る下水の水質および工場または事業場における施設の維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。</p> <p>(7) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、その職員に検査を行う職員としての身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときはこれを提示させることとしたうえで、許可に係る工場または事業場に立ち入り、許可に係る下水その他の物件を検査させることを求めたときは、これに応じること。</p> <p>(8) その他管理者が許可に係る事務を行うため必要と認める条件</p>
9	その他	<p>許可の条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、下水道法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくは許可の条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずることがあります。</p>

排水設備設置義務免除変更許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 { 法人にあつては、
主たる事務所の
所在地 }

申請者 氏名 { 法人にあつては、
名称および代表
者の氏名 }

印

電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき排水設備を設置しないで下水を排除する許可を受けた事項について、変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 許可年月日	年 月 日	
2 変更事項	変 更 内 容	
	変 更 前	変 更 後
	(1) 公共用水域の名称 (2) 下水の水量 (1) 公共用水域 $m^3/日$ (2) 公共下水道 $m^3/日$	
3 変更しようとする年月日	年 月 日	
4 変更の理由		

添付書類

排水設備設置義務免除許可証

氏名等変更届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 （法人にあつては、
主たる事務所の
所在地）

届出者 氏名 （法人にあつては、
名称および代表
者の氏名）

印

電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき受けた排水設備を設置しないで下水を排除する許可について、次のとおり変更があったので届け出ます。

1 許可年月日	年 月 日	
2 変更年月日	年 月 日	
3 変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
(1) 氏名（法人にあつては、名称）		
(2) 法人の代表者の氏名		
(3) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
(4) 電話番号	—	—
(5) 工場または事業場の名称		

下水排除廃止届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 （法人にあっては、
主たる事務所の
所在地）

届出者氏名 （法人にあっては、
名称および代表
者の氏名）

印

電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき受けた排水設備を設置しないで下水を排除する許可について、次のとおり公共用水域に下水を排除しなくなったので届け出ます。

1 許可年月日	年 月 日
2 工場または事業場の名称	
3 工場または事業場の所在地	
4 下水の排出口の位置	別紙図面のとおり
5 下水の種類	(下水の名称:)
6 下水を排除しなくなった年月日	年 月 日
7 下水を排除しなくなった理由	

添付書類

排水設備設置義務免除許可証

【取扱九】

2. 函館市キッチン生ごみ処理システム

計画確認等事務取扱要綱

2. 函館市キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号。次条において「改正前の建築基準法」という。）第38条の規定に基づき建設大臣が配管設備として認定したキッチン生ごみ処理システムに係る函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第3条の確認等の事務について必要な事項を定め、公共下水道事業における適正な業務の執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) キッチン生ごみ処理システム ディスポーザー（生ごみを破砕する装置をいう。以下この号において同じ。）、これに接続し生ごみを分解処理するために設けられる反応槽およびこれに接続して処理水を公共下水道に排除するために設けられる設備ならびにこれらの設備を補完するために設けられる設備の総体（ディスポーザーの単体を設置し、破砕した生ごみを公共下水道に直接排除する設備であるものを除く。）であって、建設大臣が改正前の建築基準法第38条の規定に基づき認定した配管設備をいう。
- (2) 使用者 キッチン生ごみ処理システム（以下「システム」という。）の維持管理について最終的な責任を負う者をいう。
- (3) メーカー 改正前の建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認定したシステムの製造および販売等を行う者をいう。

(申請書の添付書類)

第3条 システムの設置または変更の計画について条例第3条の確認の申請をしようとする者（第6条において「申請者」という。）は、函館市下水道条例施行規程（平成6年函館市水道局規程第15号）第2条第1項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付して、公営企業

管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) システムの認定書の写し
- (2) システムの仕様書
- (3) システムの設置図
- (4) システムの維持管理計画表（別記第1号様式）
- (5) 維持管理業務委託契約書の写しまたは維持管理業務委託契約確認書（別記第2号様式）
- (6) 使用者承継確認書（別記第3号様式）
- (7) その他管理者がシステムの設置または変更の計画の確認に係る事務を行うために必要と認める書類
（維持管理に関する指導）

第4条 管理者は、システムの適切な維持管理を確保するため、使用者に対し、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) 当該システムの所定の性能を保持するよう維持管理に努めること。
- (2) 維持管理計画表に基づく点検を維持管理委託契約を締結した専門の維持管理業者に行わせることとし、当該点検の実施記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (3) 管理者が維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。
- (4) その他管理者の維持管理に関する指導に協力すること。

（措置命令）

第5条 管理者は、使用者が条例第5条の2各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）もしくは条例第5条の3第1項各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水および下水道法（昭和33年法律第79号。以下この条において「法」という。）第12条の2第1項または第5項の規定により処理区域内の公共下水道に排除してはならないこととされる下水を除く。）を公共下水道に排除したとき、または公共下水道の管理上必要があると認めたときは、法第38条の規定に基づき、当該使用者に対し、行為の中止、変更その他の必要な措置を講ずるよう命ずるもの

とする。

(メーカーに対する指導)

第6条 管理者は、必要があると認める場合には、メーカーに対し、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) システムの販売に当たり、申請者に対し、当該システムの維持管理については、専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることおよび管理者の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るよう努めること。

(関係機関との連携)

第7条 管理者は、函館市下水道条例施行規程第2条第2項の規定による審査に当たっては、関係機関との密接な連携を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

維持管理計画表

点 検 項 目			点検回数(回/年)		
1	配管系 統部	生ごみ流入配管部 〔 デスポーザーから 反応槽までの配管部分 〕	閉塞状況		
			漏洩状況		
			損傷状況		
			清掃		
		処理水放流配管部 〔 反応槽から公共ます等 までの配管部分 〕	閉塞状況		
			漏洩状況		
			損傷状況		
			清掃		
2	反応槽 部	防臭装置			
		スカム発生量			
		処 理 水 水 質	生物化学的酸素要求量（BOD）		
			浮遊物質（SS）		
			ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
		引抜汚泥量			
		清掃			

注 「スカム」とは、水面に発生するもので、油脂、繊維または固形物等が集まったものをいう。

別記第2号様式（第3条関係）

維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 〔法人にあつては、
主たる事務所の
所在地〕

申請者 氏名 〔法人にあつては、
その名称および
代表者の氏名〕 印

電話番号

次のキッチン生ごみ処理システムの使用者が確定していないので、使用者が確定したときは、直ちに、使用者に当該システムの維持管理に関し専門の維持管理業者と契約を締結させることとし、締結後は、速やかに使用者承継確約書および維持管理業務委託契約書の写しを提出させます。

1 大臣認定番号

2 認定年月日 年 月 日

3 キッチン生ごみ処理システムの名称

別記第3号様式（第3条関係）

使用者承継確約書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 〔法人にあつては、
主たる事務所の
所在地〕

申請者 氏名 〔法人にあつては、
その名称および
代表者の氏名〕

印

電話番号

次のキッチン生ごみ処理システムを設置する建築物の譲渡等を行う場合においては、当該譲渡等により新たに使用者となる者が函館市キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務取扱要綱第4条に定める維持管理に関する指導を受ける地位を継承するものであることを当該者に説明します。

1 大臣認定番号

2 認定年月日 年 月 日

3 キッチン生ごみ処理システムの名称

第6部

申請書等の様式と記入例

第6部 申請書等の様式と記入例

別紙 1	排水設備計画確認申請書	8 1
別紙 2	排水設備工事材料表（自己資金工事）	8 2
別紙 3	排水設備工事設計書（貸付資金工事）	8 3
別紙 4	排水設備工事図面	8 4
別紙 4-1	床下集合配管システムに係る確認書	8 5
別紙 5	排水設備計画確認通知書	8 6
別紙 6	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金	貸付申請書 8 7
別紙 7	排水設備工事完成届書	8 8
別紙 8	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届書	8 9
別紙 9	排水設備工事検査表	9 0
別紙 9-1	床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表	9 1
別紙 10-1	工事写真（1）	9 2
別紙 10-2	工事写真（2）	9 3
別紙 11	委任状	9 4
別紙 12	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金	借用書 9 5
別紙 13	排水設備検査済書	9 6
別紙 14	取り止め届	9 7
別紙 15	公共柵設置申請書	9 8
別紙 16	行為の許可（許可事項の変更許可）申請書	9 9
別紙 17	公共下水道私費工事（変更）承認申請書	1 0 0
別紙 18	閲覧申込書	1 0 1

排水設備計画確認申請書

排水設備確認申請書は丁寧記入し、折り曲げたりしないこと。(申請書および完成書類(工事設計書、図面、検査表)は排水台帳として保管されます。)

排水設備計画確認申請書

函館市公営企業管理者企業局長 様

申請者 住所 氏名 印

① 年 月 日

次のとおり排水設備の計画の確認を受けたので申請します。

工場の施行場所	函館市	町 丁目	(番地) 号 [台所 融解 手洗 水処理所 その他]
工場の種別	新設	増設	改築
排水設備の使用者	住(所在地) 氏(名称)	町 丁目	(番地) 号
工事施行業者	住(所在地) 氏(名称)	町 丁目	(番地) 号 番 電話 局 番
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	

(注) 他人の土地もしくは家屋または他人の設置した排水設備を使用する時は、その同意書(ただし、所有者の同意を得ることが著しく困難であると認められるときは、管理者が必要と認めらるる事項を記載した書面)を添付してください。

(確認)

番長	王 王	番 番
	王 王	番 番

(受付)

番長	王 王	番 番
	王 王	番 番

(水電指簿)

確認申請を審査の結果、その計画の修正と認めらるることで確認通知書を交付したい。

⑦

区	市街地	世帯	基
分	4	自己資金	貸付資金
		水道利用、井戸水利用、水運・井戸水利用	
		自家・貸家・宿舍	浄化槽切替
		アパート・官公庁()	
		その他()	
処理区第	次	〔合流・分流〕 〔分流改道〕	
年月日	年月日	年月日	年月日
成日	成日	成日	成日
検年月	検年月	検年月	検年月
工見積	円	※貸付資金利用時のみ記載	円
工構算	円	※貸付資金利用時のみ記載	円

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

- 提出月日を記入すること。
- 排水設備の工事箇所を○で囲むこと。
(施行箇所)
- 排水設備工事の種別を○で囲むこと。
- 住所は実際に使用する者の住所、氏名は実際に使用する者の氏名または名称(○アパート、○(株)等)を記入する。
申請者の住所は、申請時に居住している住所とする。
- 工事着手予定日は、①の日付以降とすること。
- 完成予定日を記入すること。
- 適切な箇所を○で囲むこと。
世帯数、基数は必ず記入すること。
- 記入しないこと。
- 住宅地図を使用すること。
施行場所に印をつけること。
- 貸付資金利用時のみ見積額を記入すること。
- 他人の土地もしくは家屋または他人の設置した排水設備を使用する時は、この欄に記入押印すること。ただし、所有者の同意を得ることが著しく困難であると認められる時は、管理者が必要と認めらるる事項を記入した書面を添付すること。
- 無落雪住宅の場合は、備考欄に無落雪と記入すること。

利害関係人の同意書

私の所有する物件に申請者が排水設備工事を施行または接続することに同意します。

住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名

完成検査の結果、合格と認められるので排水設備検査済書を交付したい。

(完成検査)

番長	王 王	番 番
	王 王	番 番

(使用料勘繰入力)

番長	王 王	番 番
	王 王	番 番

排水設備工事設計書(貸付資金工事)

排水設備工事設計書				施行場所		町 目 番 号		使用者氏名		(名称)	
				数量	単位	町	丁目	番	号		
種 別	形状寸法	数量	単位	種 別	形状寸法	数量	単位	種 別	形状寸法	数量	単位
(衛生・排水工事)	(給水工事)	精算金額	数量	種 別	形状寸法	精算金額	数量	種 別	形状寸法	精算金額	数量
便 器	加 温 管			加 温 管				化 粧 板			
便 器	保 温 管	①	m	保 温 管				塩 ビ 合 板			
塩 ビ 管	銅 支 給 品		m	銅 管				クワンロンフローアー			
	ボ リ 手 類		個	ボ リ 手 類				コ ン パ ネ			
継 手 類	防 蝕 テ ー プ		個	防 蝕 テ ー プ				ラ フ ロ ン 材			
丸 型 汚 水 栓	水 抜 栓		組	水 抜 栓				グ ラ ス ウ ー ル			
"	電 動 水 抜 栓		組	電 動 水 抜 栓				ア ル ミ サ ッ シ ン	⑥		
	雑 材	②	式	雑 材				内 窓			
								入 ロ ド ア			
								ド ア 枠 窓 枠 (内 法)			
								ク ロ ス			
								下 地 補 足 材			
								雑 材			
								床 下 保 温			
ト ラ ッ プ	鋼 管 埋 設 工		m	鋼 管 埋 設 工							
防 臭 蓋	ボ リ 管 埋 設 工		m	ボ リ 管 埋 設 工							
ト ラ パ ン	装 置 配 管 工		m	装 置 配 管 工							
器 具 取 付 工	継 手 接 合 工		式	継 手 接 合 工							
管 布 設 工	任 業 管 接 合 工		式	任 業 管 接 合 工				労 力 費			
	水 抜 栓 取 付		ヶ 所	水 抜 栓 取 付							
	電 動 水 抜 栓 取 付		ヶ 所	電 動 水 抜 栓 取 付				直 接 工 事 費 計			
斜 設 置 工	土 間 コ ン 補 修		m ²	土 間 コ ン 補 修				運 搬 費			
"	基 礎 コ ン 打 抜		式	基 礎 コ ン 打 抜				純 工 事 費			
								諸 経 費			
								計			⑦
								電 気 工 事			
								産 業 廃 棄 物 処 理 料			
								計			⑧
ト ラ ッ プ 取 付			ヶ 所								
防 臭 蓋 取 付			ヶ 所					合 計			⑨
イ ン パ ー ト 取 付			ヶ 所					消 費 税 相 当 額			⑩
便 槽 処 理			ヶ 所					総 工 事 費			
								精 算 額 承 認 印 (増 額 の 場 合 の み)			
直 接 工 事 費 計			1 式					施 行 所			
運 搬 費			1 式					業 務 所 名			
設 計 調 査 費			1 式					業 者			
純 工 事 費			1 式					代 表 者 氏 名			
諸 経 費			1 式					電 話			
計								責 任 技 術 者			
								⑤			

- ① 器種名を記入すること。
- ② 単価別に分けること。
- ③ ②と同様
- ④ 衛生・排水設備工事の合計
- ⑤ 給水工事の合計
- ⑥ 施行箇所を○で囲むこと。
- ⑦ トイレ内・改修工事の合計
- ⑧ 電気工事・産業廃棄物処理料の合計
- ⑨ ④+⑤+⑦+⑧
- ⑩ 消費税はなしでも0と必ず金額を記入すること。
- ⑪ ⑨+⑩
見積金額は精算金額で変更があっても変えないこと。
- ⑫ 見積金額より精算金額が上回った時は申請者が確認したという意味で申請者印を押すこと。
なお、完成届提出時には押してあること。
- ⑬ 代表者印を押すこと。
- ⑭ 責任技術者印を押すこと。
- ⑮ 申請時は提出月日を、完成時は完成月日を記入すること。

排水設備工事図面

平面図、立体図、(給水工事がある場合は給水図も含む)を記入すること。

- ① 代表者印、責任技術者印を押すこと。
- ② 縮尺を記入すること。
- ③ 申請者の電話番号を記入すること。
- ④ 平面図、立体図は設計凡例等を使用すること。
- ⑤ 方位を記入すること。
- ⑥ 軒径、軒深を記入すること。
- ⑦ 管路延長、管径、勾配を記入すること。
- ⑧ 公私、隣接境界線を記入すること。
- ⑨ 軒径、軒深を記入すること
なお、コンクリート製か塩ビ製かを必ず記入すること。
- ⑩ 便器の種類を記入すること。
- ⑪ 建物所有者の氏名を記入すること。
- ⑫ 隣家の氏名を記入すること。
- ⑬ 床下集合配管システムを設置する際は、排水ヘッダ―および床下点検口の位置を記入すること。
- ⑭ 床下集合配管システムを設置する際は、配管設置図を記入すること。
- ⑮ 申請時は提出月日を、完成時は完成月日を記入すること。

施工場所 申請者住所	函館市	町	丁目	番 番	号 号	使用 申請 氏 氏 名 名	(名称) _____ TEL () ~ ()	所 業 者 代 表 者 氏 名 _____ 責任技術者 _____	電話 _____
---------------	-----	---	----	--------	--------	------------------------------	--------------------------------	---	-------------

平面図(方位、土地境界を記入のこと)

④ 設計凡例

敷設排水管	○
私設排水管	○
大便器	●
小便器	○
洗面器	○
手洗器	○
浴し	○
浴槽	○
トイレット	○
取込管	○
排水口	○
公私境界線	---
隣接境界線	---

⑭ 排水ヘッダ―配管設置図

床下集合配管システムに係る確認書

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申請者 住所

氏名 印

排水設備設置場所

函館市 町 丁目 番 号

上記の場所に施行する排水設備工事において、下記事項により詰まり、凍結その他の問題等が起きないように維持管理し、今後、問題が生じた場合には当方にて処理します。

なお、第三者にこの物件を引き渡すことが生じた場合には、確認事項を継承いたします。

記

事項

- ・屋内床下で排水管を集合させる。
- ・床下集合配管システム（排水ヘッダー）の使用。
- ・メーカー名（ ）

工事施工業者

責任技術者

受付 番号	
----------	--

排水設備計画確認通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

次のとおり排水設備の計画を確認したので通知します。

工 事 の 施 行 場 所	函館市 町 丁目 (番地) 番 号 [台所 湯殿 手洗 水洗便所 その他]
工 事 の 種 別	新 設 増 設 改 築
排 水 設 備 の 使 用 者	住 所 (所在地) 函館市 町 丁目 (番地) 番 号
	氏 名 (名 称)
工 事 施 行 者 工 業	住 所 (所在地) 函館市 町 丁目 (番地) 番 号 電話
	氏 名 (名 称)
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日

別記第1号様式(第3条関係)

水洗便所改造等資金 貸付申請書
排水設備設置資金

函館市公営企業管理者企業局長 様

年 月 日 ①

③  検印

住所 ④ _____
申請者 氏名 ⑤ _____ 印 ⑥ _____
年 月 日 生 日 番 番
電話 局 番

次のとおり 水洗便所改造等資金 の貸付けを受けたいので申請します。

申請者	職業または先 勤務先は詳細に 記入してください	年間収入額等	給与 年 事 業 所 得 の 他	円
運送	住所 (番地) 番 号	電話	局 番	円
帯	町 丁目	印 生年月日	大 平	年 月 日
係	氏 名	電話	局 番	円
証	職業または先	円 工事見積額	円 償還希望回数	回
人	勤務先の所在地	函館市 町 丁目 番 号	(番地) 番 号	(自己所有 借家 アパート)
貸付申請額	住所 (所在地) 氏 名 (名称)	函館市 町 丁目 番 号	(番地) 番 号	
工事の施行場所	住所 (所在地) 氏 名 (名称)	函館市 町 丁目 番 号	(番地) 番 号	
建物所有者の意	申請者が水洗便所に改造することに同意します。			
同	排水設備を設置するに同意します。			
	申請者と建物所 住所 氏名 印			
	[申請者と建物所 有者が異なる場合]			

- ① 提出月日を記入すること。
- ②③ 申請者の印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ④ 住所は函館市〇〇町〇〇番〇〇号と記入すること。
- ⑤ 申請者氏名にふりがながな(鉛筆)を記入すること。
- ⑥ 保証人氏名にふりがながな(鉛筆)を記入すること。印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ⑦ 記入しないこと。
- ⑧ この空欄に保証人の申請者との続柄を記入すること。

備考

- 1 印鑑は、印鑑登録をしているものを使用すること。
- 2 申請者の収入を証明できる書類を添付すること。
- 3 この申請書は、排水設備計画確認申請書を提出する際に併せて提出すること。

(例) 申請者との続柄:子 ⑧

審査済の見積額	円
貸付予定額	円
記事	

⑦

排水設備工事完成届書

年 月 日 ①

函館市公営企業管理者企業局長 様

— ∞ ∞ —

住所
届出者 氏名 印 ②

- ① 提出日を記入すること。
- ② 貸付工事の場合は、届出者は申請者とし、印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ③ 実際に使用する者の住所、氏名を記入すること。
(〇〇アパート, 〇〇(株)等)
- ④ 工事全てが完了した日とする。

次のとおり排水設備工事が完成したので届け出ます。

工事の施行場所	函館市 町 丁目 (番地) 番 号	〔台所・湯殿・手洗・水洗便所・その他〕
排水設備の使用者 氏名 (所在地) (名称)	函館市 町 丁目 (番地) 番 号	③
工事施行者 氏名 (所在地) (名称)	函館市 町 丁目 (番地) 番 号	電話
計画確認年月日	年 月 日	
工事着手年月日	年 月 日	
工事完成年月日	年 月 日	④

別記第6号様式（第5条関係）

公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届書

別紙 8

年 月 日 ①

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所
届出者 氏名 印 ②

- ① 提出日を記入すること。
- ② 届出者は使用者となるが、代理人も可とする。
アパートの場合などは、使用者全員提出すること。
- ③ 排水の種類を記入すること。
- ④ 居住者の人数を記入すること。

次のとおり公共下水道の使用を開始（休止・廃止・再開・変更）したので届け出ます。

使用場所	函館市	町	丁目	番地 番	号
排水の種類 水道水以外	水道水	家庭用	事業用（業種	）	③
	温	家庭用	事業用（業種	）	
	井	家庭用	事業用（業種	）	
	その他 （	家庭用	事業用（業種	）	
居住人数	人				④
使用の開始（休止・廃止・再開・変更）年月日	年 月 日				⑤

- ⑤ 排水設備を公共桝に接続し、公共下水道を使用した日とする。

排水設備工事検査表

①	確認通知年月日	年月日	検査年月日	年月日	②
	確認申請受付番号	号	施行業者	者	
	工事の施行場所	町丁目番	責任技術者名	名	③
	申請者氏名	世帯基数	世帯工事の	種類	④
			別	増設・改築	

検査項目		検査内容	
排水設備	材料および器具	<input type="checkbox"/>	規格品、または同等品以上を使用している。
	管	<input type="checkbox"/>	排水本管の内径は100mm以上である。
		<input type="checkbox"/>	大便器排水管の内径は75mm以上、小便器は40mm以上である。
		<input type="checkbox"/>	器具排水管は、器具トランプの口径以上、かつ30mm以上である。
	管	<input type="checkbox"/>	2/100以上である。(やむを得ない場合は、1/100以上)
		<input type="checkbox"/>	各樹間において直線であり、漏水がない。
		<input type="checkbox"/>	30cm以上である。
		<input type="checkbox"/>	継手は管と同じ材質であり、接続状態、仕上りが良好である。
		<input type="checkbox"/>	設置箇所、設置状態が適切である。
		<input type="checkbox"/>	排水管の起点・終点・合流点・屈曲点等必要箇所に設置されている。
付帯工事	樹	<input type="checkbox"/>	直線部において、管内径の120倍以内に設置されている。
		<input type="checkbox"/>	二重トランプをさげ、適切な箇所に設置されている。
		<input type="checkbox"/>	傾きがなく水平に設置され、ひび割れ・破損等が生じていない。
		<input type="checkbox"/>	排水管と樹本体が密着し、接続が良好である。
		<input type="checkbox"/>	必要に応じ、泥だめ(15mm以上)が設置されている。
		<input type="checkbox"/>	適正な排水口空間が確保されている。
		<input type="checkbox"/>	管底接続であり、接続部(仕上面等)の施工が良好である。
		<input type="checkbox"/>	各器具から排水された流出状況は良好である。
		<input type="checkbox"/>	下水の排除方式に合わせ、汚水・雨水の接続が適正である。
		<input type="checkbox"/>	掘削箇所の埋戻しは十分に転圧されている。
その他	便槽処理	<input type="checkbox"/>	し尿を完全に汲み取り、清掃および消毒を行っている。
	建築改修工事	<input type="checkbox"/>	復旧(撤去・埋戻し・建物基礎補修等)が良好である。
	靴洗い場排水	<input type="checkbox"/>	トイレ内の改修工事(保温・クロス張替等)が良好である。(貸付の場合)
	阻集器の設置	<input type="checkbox"/>	臭気・詰まり等の防止対策、および雨水の流入がない構造である。(汚水)
	床下集合配管システム	<input type="checkbox"/>	使用目的に適合した阻集器が適切な箇所に設置されている。
	無落雪排水等	<input type="checkbox"/>	集合配管部開口部、および保守点検に必要なスペースが確保されている。
	地下水等の使用	<input type="checkbox"/>	ルーフトレーン等の排出先が適正である。(雨水等)
		<input type="checkbox"/>	排除汚水料の算定ができる。 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 連泉 <input type="checkbox"/> その他()
		<input type="checkbox"/>	方位が記入されている。
		<input type="checkbox"/>	樹径・樹深が記入されている。
竣工図平面図		<input type="checkbox"/>	管路延長・管種・管径・勾配が記入されている。
		<input type="checkbox"/>	公私、隣接境界線が記入されている。
		<input type="checkbox"/>	公共樹等接続先が記入されている。

①確認通知書の年月日を記入すること。

②立会検査をした年月日を記入すること。

③排水設備責任技術者の氏名を記入し押印すること。

④確認申請書の工事種別に準ずること。

⑤該当する箇所にチェック(レ)をすること。

床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表

函館市公営企業管理者 企業局長 様

確認申請番号 _____ 号 ①

① 確認申請番号を記入すること。

② 使用メーカー名 (_____)

② 使用メーカー名を記入すること。

集中配管部の据付・固定等は適正に設置されている。

③ 該当する箇所をチェック(レ)をすること。

管勾配を保持する支持位置および固定は適正に施工されている。

④ 自主検査を行った日を記入すること。

排水器具から集中配管部までの管勾配は規定勾配以上に施工されている。

⑤ 施工業者名・責任技術者名を記入すること。

③ _____
 器具接合部は確実に施工されている。

通水試験による漏水箇所がない。

床下点検口が設置されている。

露出配管に伴う凍結防止対策がされている。

上記のとおり、工事が完了したことを報告します。

④ _____ 年 月 日

工事施工業者

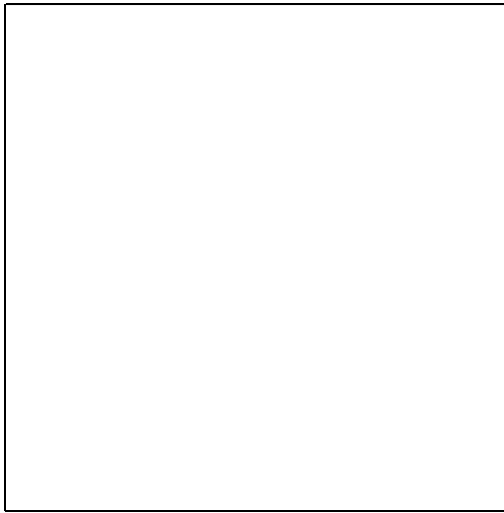
責任技術者 _____ ⑤

工事写真(1)

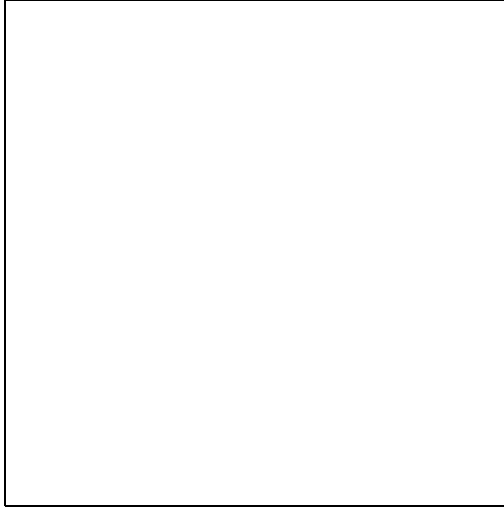
別紙10-1

水洗便所改造工事写真

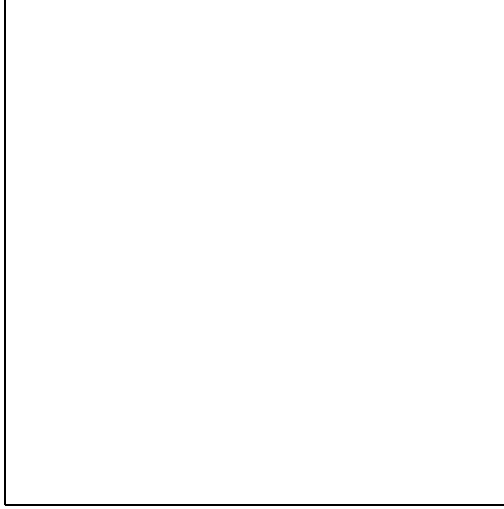
改造前(トイレ内部)



改造後(トイレ内部)



給水接続状況



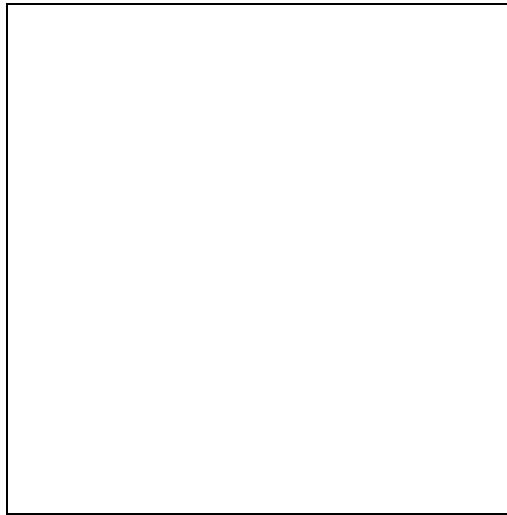
工 事 名	水洗便所改造工事		
施 行 場 所	函館市	町 丁目	番 号
申 請 者 名			
施 行 業 者			

工事写真(2)

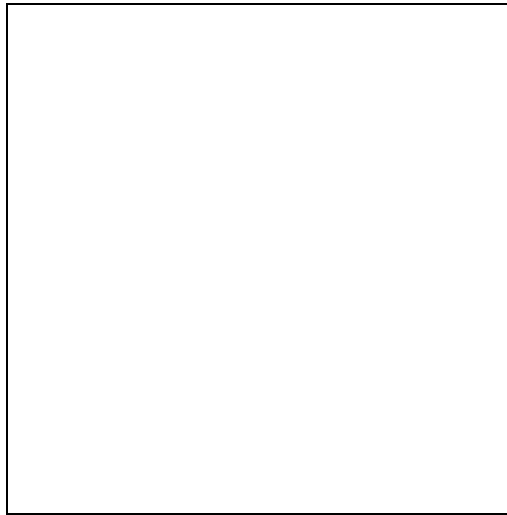
別紙10-2

水洗便所改造工事写真

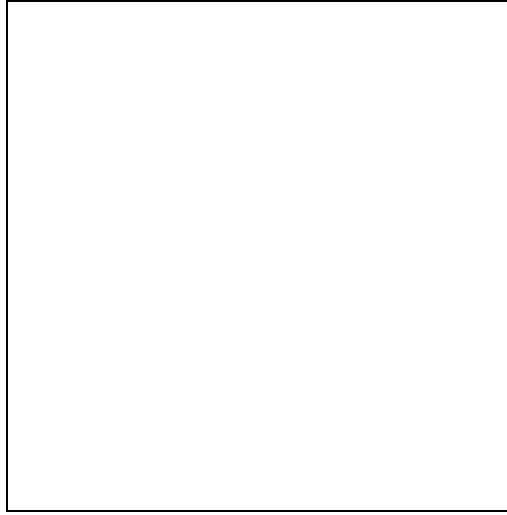
ガラスウール(床)



ガラスウール(壁)



ガラスウール(天井)



工 事 名	水洗便所改造工事
施 行 場 所	函館市 町 丁目 番 号
申 請 者 名	
施 行 業 者	

貸付番号	第 _____ 号	①
_____		②
年	月	日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所

氏名

印

— 9 4 —

委任状

捨印

④ _____ 年 月 日付 _____ ⑤
 私は、函館市より _____ ⑥
 で貸付通知を受けた水洗便所改造等資金
 ￥ _____ ⑦
 円の請求および受領に
 関する権限を、下記代理人に委託いたし
 ます。

記

住 所

代理人 事業所名 _____ ⑦

代表者氏名

支払年月日	_____	⑧
整理 No.	_____	

- ① 記入しないこと。
- ② 記入しないこと。
- ③ 申請者の印鑑登録証明書の印鑑を使用のこと。
- ④ ③と同じ印で捨印すること。
- ⑤ 記入しないこと。
- ⑥ 記入しないこと。
- ⑦ 工事施業者のこと。
- ⑧ 記入しないこと。

別記第4号様式(第5条関係)

別紙12

**水洗便所改造等資金
排水設備設置資金
借用書**

① 収入印紙

年 月 日 ②

函館市公営企業管理者企業局長 様

① 借入金額で印紙税額が決まる。(別表参照)

借 受 人 住 所 氏 名 印 ③

② 記入しないこと。

連 帯 保 証 人 住 所 氏 名 印 ④

③ 申請者のこと。申請者の印鑑登録をした印鑑を使用のこと。

④ 保証人の印鑑登録をした印鑑を使用のこと。

水洗便所改造等資金
排水設備設置資金 を借用したので、次のとおり償還します。

⑤ 記入しないこと。

⑥ 欄外に③、④と同じ印で捨印すること。

借 用 金 額	円 ⑤
償 還 回 数	年 月 から 年 月 まで 回
償 還 金 額	第1回 円, 第2回目以降 円
償 還 期 限	毎月末日(12月は28日)

(参考)

借用書に貼付する収入印紙は次のとおり。

借 用 金 額	印紙税額
1万円を超え 10万円以下	200円
10 50	400
50 100	1,000
100 500	2,000

排水設備検査済書

第 号
年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

次のとおり排水設備の工事を検査しました。

工 事 の 施 行 場 所		函館市	町	丁目	(番地) 番 号	[台所 湯殿 手洗] 水洗便所 その他
排 水 設 備 の 使 用 者	住 所 (所在地)	函館市	町	丁目	(番地) 番 号	
	氏 名 (名称)					
工 事 施 行 者	住 所 (所在地)	函館市	町	丁目	(番地) 番 号	
	氏 名 (名称)					
計 画 確 認 年 月 日				年	月	日
検 査 年 月 日				年	月	日

取 り 止 め 届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申請者

氏 名

印

先に確認を受けました、次の排水設備については、工事を取り止めたので届け出します。

施行場所	函館市 町 丁目 番 号
確認年月日 および番号	確 認 年 月 日
事 由	
施行业者名	住 所
	名 称
	代表者氏名 印

公共柵設置申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長

様

申請者 住所

氏名

印

次のとおり公共柵を設置願いたいので申請します。

施行場所	函館市 町 丁目 番号
設置理由	
施行希望年月日	年 月 日まで
排水設備業者	
付近見取図	別紙のとおり

備考

別記第10号様式（第11条関係）

行為の許可（許可事項の変更許可）申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

申請者 住 所

氏 名 印

次のとおり行為の許可（許可事項の変更許可）を受けたいので申請します。

行為の区分	
行為の目的	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為の場所	函館市 町 丁目 (番地) 番 号

注 許可事項の変更許可にあつては、変更の内容を記載すること。



公共下水道私費工事（変更）承認申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者
企業局長 様

申請者 住 所

氏 名

TEL — —

記



1. 設置場所

2. 道路種別 国道, 道道, 市道 (号線), 私道

3. 施設内容

・ 下水道本管	(汚水・雨水)	管種・呼び径	mm, 延長	m
	(汚水・雨水)	管種・呼び径	mm, 延長	m
・ 取付管	(汚水・雨水)	管種・呼び径	mm, 延長	m
	(汚水・雨水)	管種・呼び径	mm, 延長	m
・ マンホール	(汚水・雨水)		号,	基
	(汚水・雨水)		号,	基
・ 柵	(汚水・雨水)		型,	基
	(汚水・雨水)		型,	基

4. 予定工期 年 月 日～ 年 月 日

5. 施行業者 住 所 _____

業 者 名 _____

現場代理人 _____

TEL — —

6. 添付書類 位置図・平面図・縦断図・詳細図・流量計算書・土地使用承諾書

7. 施設の引渡 設置する施設については, 工事完了後, 函館市に無償譲渡します。

閲 覧 申 込 書

年 月 日

請求者	氏 名		電 話			
	会 社 名	(法人・個人)				
	住 所					
給水装置および排水設備台帳	設 置 場 所	函館市	町	丁目	番地	号
	利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 新設・改造・撤去・仮設工事給水等申請調査 <input type="checkbox"/> 既設配水管及び給水管の配管状況調査 <input type="checkbox"/> 新設・改造工事等排水設備申請調査 (個人) <input type="checkbox"/> 既設排水管の布設状況調査 <input type="checkbox"/> 既設下水道本管の布設状況調査 (公共下水道管) <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: center;">※ 利用目的の□に✓を記入すること。</p>				
	閲 覧 項 目	<input type="checkbox"/> 給水装置 (個人) <input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) <p style="text-align: center;">※ 閲覧する項目の□に✓を記入すること。</p>				
複写申込	複 写 申 込	有 り 無 し (どちらかに○)				
	複 写 資 料	<input type="checkbox"/> 管路図 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 給水装置 (個人しゅん工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人しゅん工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 枚数 枚 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 (分流改造工事図面等) 枚数 枚 <p style="text-align: center;">※ 必要とする複写資料の□に✓を記入すること。</p>				

閲覧に関しては、下記の留意事項を遵守し、窓口担当者の指示に従ってください。

- 1 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求める場合があります。
- 2 閲覧において得た個人の情報（特定の個人が識別できる住所及び氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの保護並びに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮して下さい。
- 3 閲覧により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。また、閲覧等に基づいて作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、給水装置申込書等の目的達成後においては、不必要となった書面は焼却等の方法により速やかに廃棄して下さい。

企業局確認欄
担当職員 印

企業局確認欄
担当職員 印

排水設備工事に係る取扱指針

発行 函館市企業局上下水道部

〒040-0053 函館市末広町5番14号

TEL (0138) 27-8742

令和元年12月14日
